



# 日本ワクチン学会 ニュースレター

vol.24

---

## 目 次

1. 新年度を迎えてのご挨拶  
理事長 倉根一郎……………2
2. ワクチン関連トピックス「予防接種法の改正について」……………3
3. 第17回日本ワクチン学会学術集会のお知らせ（第2報）  
第17回学術集会会長 庵原俊昭……………6
4. 会員会告
  - 1) 2012年度第2回日本ワクチン学会理事会議事録（2012年11月16日）……………7
  - 2) 第16回日本ワクチン学会総会議事録（2012年11月17日）……………9
  - 3) 2012年度第2回 Vaccine 誌編集委員会議事録（2012年11月16日）……………11

## § 理事長挨拶

理事長 倉根 一郎

日本ワクチン学会会員の皆様には、本学会の活動に平素より大きなお力添えをいただき有難うございます。我が国において、ワクチンを取り巻く状況は大きな変革期を迎えております。海外からの種々のワクチンが認可され使用され始めました。さらに、予防接種法の改正が行われ Hib、肺炎球菌、ヒトパピローマウイルスワクチンが定期接種に加えられました。また、ワクチンの副反応に関する報告においても変更が加えられました。行政的な制度の変更とともに、さらに大きなうねりとして、国民のワクチンに対する意識が変わってきており、日本ワクチン学会に対する各界からの期待も年々大きくなっていることが感じられます。それを反映するように、学術集会参加者が年を追うごとに増加しています。しかし、反面、学術集会参加者の増加が学会員数の増加に反映されていないという現実があります。理事会においても会員数の増加を目指した取り組みを進めますが、学会員の皆様にも力をお貸しいただくようお願いいたします。

将来の日本のワクチン学を背負っていく人材を育てていくことも学会の大きな役割といえます。前年度より、正会員とともに学生会員の年会費が値下げされ学生会員の入会もいく分容易になったと考えています。また、同じく前年度から、若手研究者の研究に一層光をあてるため、高橋奨励賞を創設しました。若手会員のワクチン学におけるさらなる活躍を大いに期待しています。

また、世界に向けて日本のワクチン学の実力をアピールすべく、International Society for Vaccines との連携を深め、国際的にも我が国から新知見を発信できるよう体制を強化しています。その一つとして、国際誌である Vaccine 誌に Special

Section: Japanese Society for Vaccinology として日本ワクチン学会が使用できるセクションを確保しています。本学会の Vaccine 誌編集委員会を中心として、このセクションをさらに充実させるべく力を注ぎますが、会員の皆様にもご支援をお願いいたします。日本ワクチン学会が世界レベルでワクチン学進歩の推進力となるよう力を尽くしてまいります。

日本ワクチン学会は基礎、臨床、疫学、製造、品質管理等、ワクチンを支える多分野の研究者が科学を基盤としてワクチン学を論じる学会です。他の多くの学会が比較的狭い分野の研究者から構成されているのに対し、日本ワクチン学会は幅広い分野に属している会員から構成されているのが特徴といえます。各人が属する分野によって本学会に期待するものが異なっていることも時に感じられます。しかし、このように幅広い分野に属する研究者が参加して本学会を形成していることこそ、学会の活力と魅力の根源であると認識しています。

本年度の学術集会は庵原俊昭会長の下、11月30日～12月1日、三重県津市において開催されます。通常なかなか一同に会する機会のない幅広い分野の研究者が数多く参加し、例年以上の白熱した議論がなされるものと期待しています。日本ワクチン学会は創立15年を越えたとはいえ、まだ若い学会です。本学会の将来を創っていくのは会員の皆様です。学会員各々の視点は専門分野によって異なるかもしれませんが、会員個々のワクチンにかける思いが結実し、ワクチンをささえる科学的基盤が一層強固なものになるとともに、学会に対する国民の期待に答えることができるよう会員の皆様とともに進みたいと思います。

## § ワクチン関連トピックス

### 予防接種法の改正について

厚生労働省健康局結核感染症課 課長補佐 難波江 功二

#### ●はじめに

予防接種法の一部を改正する法律については、第183回通常国会で審議され、平成25年3月29日に成立、4月1日より施行されました。12年ぶりに定期接種の対象疾病の追加を行うなど、過去の予防接種の歴史をみても、極めて大きなターニングポイントとなる改正であり、また、法改正にあわせて、一連の予防接種制度の見直しも行われています。

#### ●予防接種法の改正の経緯

予防接種は、感染症の脅威から国民の生命及び健康を守るために有効な手段であり、歴史的にも、我が国の感染症対策において大きな役割を果たしてきました。我が国における最初の予防接種は種痘といわれています。種痘自体は江戸時代末期から行われていたとする記録がありますが、明治9年に種痘規則に代わって成立した天然痘予防規則（内務省布達甲第16号）により、初めて強制種痘の制度が採用されました。一方、種痘以外の予防接種については、予防接種の効果について医学界における学説は必ずしも一定せず、その法制化は実現されることがありませんでした。

しかし、戦後の発疹チフスや痘そう等の伝染病が大流行した際、これらの伝染病の予防に予防接種は著しい効果をあげ、その有効性が一般に認知されるに至ったことを受け、当時の医学的知見を基礎とし、長年施行されてきた種痘法の実施方法を参考として、昭和23年6月に予防接種法が制定されました。当時は痘そう、ジフテリア、腸チフス、パラチフス等の12疾病が対象とされましたが、定期接種は罰則付きの義務接種とされるなど、かなり社会防衛の色彩の色濃いものでした。

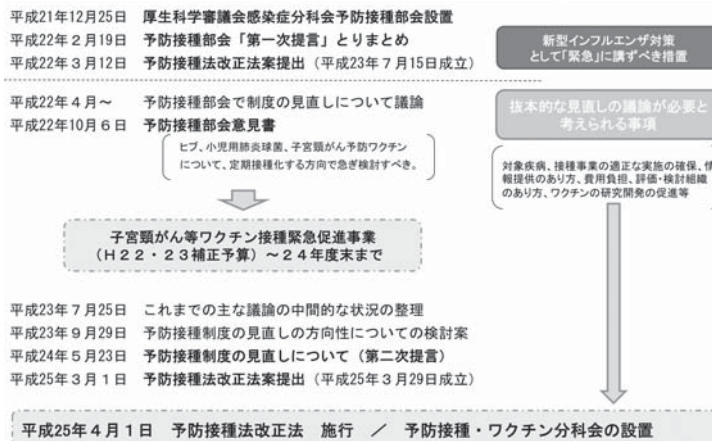
昭和40年代に入り、法に基づく予防接種が軌道に乗り、感染症の発生が著しく減少する一方で、避けることのできない予防接種の副反応による健康被害が社会問題となりました。こうした中で、昭和51年に予防接種法が改正され、対象疾病が見直されるとともに、定期接種を受けなかった場合の罰則規定は廃止されました。また、昭和45年の閣議了解「予防接種事故に対する措置について」により、当面の緊急の行政措置として行われていた救済措置を恒久的なものとするため、健康被害救済制度が法制化されました。

その後、感染症の発生の減少が一層進んでいく中で、予防接種の健康被害について、国の責任を認

### 予防接種制度と社会状況の変化

|                 | 社会状況   | 予防接種制度の主な変更  |
|-----------------|--|--|
| 昭和23年<br>(1948) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●感染症の患者・死者が多数発生</li> <li>●感染症の流行がもたらす社会的損失防止が急務</li> <li>●社会防衛の強力な推進が必要</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●痘そう、百日せき、腸チフス等12疾病を対象</li> <li>●罰則付きの接種の義務付け</li> </ul>  |
| 昭和51年<br>(1976) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●感染症の患者・死者が減少</li> <li>●予防接種による健康被害が社会問題化</li> <li>●腸チフス等について、予防接種以外の有効な予防手段が可能に</li> </ul>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●腸チフス、パラチフス等を対象から除外し、風しん、麻しん、日本脳炎を追加</li> <li>●臨時の予防接種を一般臨時と緊急臨時に区分</li> <li>●罰則なしの義務接種（緊急臨時を除く）</li> <li>●健康被害救済制度を創設</li> </ul> |
| 平成6年<br>(1994)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●感染症の患者・死者が激減</li> <li>●医療における個人の意思の尊重</li> <li>●予防接種損害訴訟における司法判断</li> </ul>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>●痘そう、コレラ、インフルエンザ、ワイル病を対象から削除し、破傷風を追加</li> <li>●義務規定から努力義務規定へ</li> <li>●一般臨時の予防接種の廃止</li> </ul>                                    |
| 平成13年<br>(2001) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●公衆衛生水準、医療水準は飛躍的に向上</li> <li>●インフルエンザ予防接種率の低下</li> <li>●高齢者におけるインフルエンザの集団感染や症状の重篤化が社会問題化</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者のインフルエンザを追加（二類）</li> <li>●一類疾病＝努力義務あり、接種勧奨</li> <li>●二類疾病＝努力義務なし（個人の判断による）</li> </ul>   |
| 平成23年<br>(2011) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●平成21年に新型インフルエンザ（A/H1N1）発生</li> <li>●今後同様の事態に備え、緊急的な対応</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●新たな臨時接種の創設</li> <li>●接種勧奨規定の創設</li> </ul>  |
| 平成25年<br>(2013) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●他の先進諸国との「ワクチン・ギャップ」</li> <li>●予防接種制度についての幅広い見直し</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症を追加</li> <li>●予防接種基本計画の策定</li> <li>●副反応報告制度の法定化</li> </ul>                                       |

## 予防接種制度の見直しについての最近の経緯



## 予防接種法改正の概要

### 1. 改正の背景

- 先進諸国と比べて公的に接種するワクチンの種類が少ない、いわゆるワクチン・ギャップの問題の解消や、予防接種施策を総合的かつ継続的に評価・検討する仕組みの構築等のため、予防接種制度について幅広い見直しを行う必要がある。
- 予防接種施策の総合的な推進を図るため、平成24年5月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で取りまとめた「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」を踏まえ、定期接種の対象疾病の追加等所要の措置を講ずるもの。

### 2. 改正の概要

#### (1) 予防接種の総合的な推進を図るための計画の策定

- 予防接種施策の総合的な推進を図るため、厚生労働大臣は、「予防接種の総合的な推進を図るための計画」を策定することとする。
- 予防接種を取り巻く状況の変化や施策の効果への評価等を踏まえ、少なくとも5年に一度検討し必要に応じ計画を変更するものとする。

#### (2) 定期接種の対象疾病の追加

- 一類疾病はA類疾病、二類疾病はB類疾病に変更。
- 定期接種の対象疾病として、A類疾病にHib感染症、小児の肺炎球菌感染症及びヒトパピローマウイルス感染症を追加する。
- B類疾病について、新たなワクチンの開発や感染症のまん延に柔軟に対応できるよう、政令で対象疾病を追加できることとする。

#### (3) 副反応報告制度の法定化

- 予防接種施策の適正な推進を図るため、今まで実施してきた副反応報告制度を法律上に位置付け、医療機関から厚生労働大臣への報告を義務化する。
- 医療機関からの報告に関する情報整理及び調査については、(独)医薬品医療機器総合機構に行わせることができることとする。
- 厚生労働大臣は、報告の状況について(4)の評価・検討組織に報告し、その意見を聴いて、必要な措置を講ずるものとする。

#### (4) 評価・検討組織への付随

- 厚生労働大臣は、予防接種施策の立案に当たり、専門的な知見を要する事項について、評価・検討組織（厚生科学審議会に予防接種・ワクチン分科会を設置）に意見を聴かなければならないこととする。

### 3. 施行期日

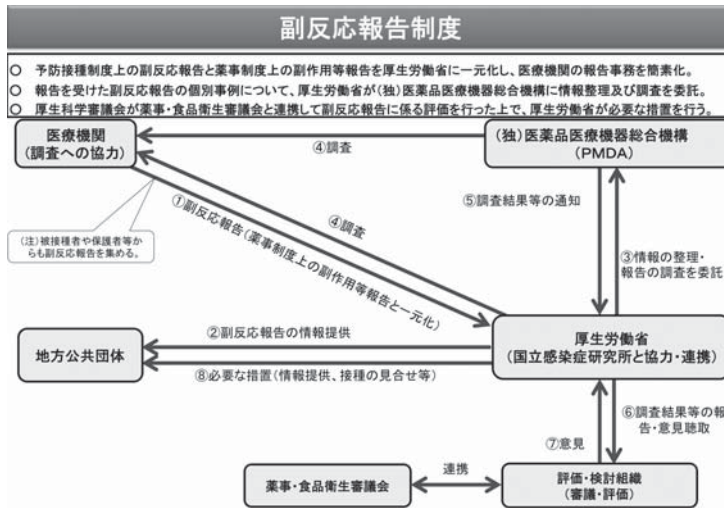
- 平成25年4月1日（一部の経過措置規定は公布の日（25年3月30日））

めた司法判断が下されるなどの動きもあり、個人の健康保持や個人の意思を重視する方向性の中、平成6年に予防接種法が改正されました。ここでは、コレラ、インフルエンザの削除など対象疾病を見直しが行われるとともに、接種の義務付けは緩和され、対象者は予防接種を受けるよう努めなければならないとする努力義務規定となりました。

平成13年の予防接種法改正は、インフルエンザによる高齢者の死亡や重篤事例が社会問題化したことを受け、行われました。対象疾病にインフルエンザが復活し、高齢者に限り定期接種が実施されることとなり、また、それにあわせて対象疾病は類型化され、主に集団予防に比重を置いた一類疾病と、主に個人予防に重点を置いた二類疾病に分類されました。

### ●本改正の背景

平成21年4月に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)を契機に、国会など各方面より「予防接種制度のあり方を抜本的に見直すべき」との声が強まり、とくに、他の先進諸国と比べて公的に接種するワクチンの数が少ない、いわゆる「ワクチン・ギャップ」の問題などが注目されるようになりました。こうした流れを受け、平成21年12月に厚生科学審議会予防接種部会を設置し、予防接種に関する様々な論点について議論していきました。平成22年に提出した改正法案（平成23年7月に成立）では、予防接種部会の第一次提言を受け、新たな臨時接種の枠組みの創設など新型インフルエンザ対策として



「緊急」に講じるべき措置を内容とするものでしたが、今回の法改正は、平成 24 年 5 月の予防接種部会の第二次提言を踏まえ、幅広い観点からの予防接種制度についての見直しを内容とするものとなりました。

## ●改正のポイント

### (予防接種基本計画)

ここで、今回の制度改正の主な内容を紹介します。第 1 に、厚生労働大臣は、予防接種施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「予防接種基本計画」を策定することとしました。この「予防接種基本計画」は、予防接種を取り巻く状況の変化や施策の効果への評価等を踏まえ、少なくとも 5 年に一度見直しを検討することとしました。また、対象疾病のうち特に予防接種を推進する必要があるものについては、「予防接種基本計画」に沿って、「個別予防接種推進指針」を策定することとしました。この「個別予防接種推進指針」は、改正前の法律に基づき策定されたものも該当し、現在は、麻疹、結核、インフルエンザの 3 つの指針があります。

### (定期接種の追加)

第 2 に、予防接種法の対象疾病として、Hib 感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症の 3 つが追加され、これらは、主に集団予防に重点を置いた A 類疾病に位置付けられました。なお、感染症法上の用語と混同しやすいとの予防接種部会の提言を受け、一類疾病は A 類疾病に、二類疾病は B 類疾病に名称が変更されています。

また、主に個人予防に重点を置いた B 類疾病について、新たなワクチンの開発や感染症のまん延に柔軟に対応できるよう、政令で対象疾病を追加できるようになりました。従来より、A 類疾病についても政令で追加可能とされており、これまでは生物テロ等の緊急事態に対応するための政令追加を想定していましたが、今回の変更により、そうした考え方にとらわれない運用が、今後、想定されるところです。

### (副反応報告制度)

第 3 に、副反応報告制度が法定化されました。具体的には、法改正前までは、局長通知により実施していた副反応報告制度を法律に位置付け、医療機関から厚生労働大臣への報告が義務化されました。なお、この報告の利便性を図る観点から、厚生労働省では、報告様式を作成し、市町村等を通じて医療機関に配布しているほか、ホームページからもダウンロードできるようにしています。

また、この報告の状況については、厚生科学審議会に報告し、その意見を聴いて、必要な措置を講ずるものとなりました。ここでいう措置とは、定期接種の中止なども想定されるところですが、予防接種の安全性に関する情報提供など、定期接種を適正に実施していく上での必要な措置の一切を含むものです。

予防接種の安全性等に関して、厚生労働省がしっかりと説明責任を果たし、情報発信していくことはこれまで以上に注目されるものと思われます。

さらに、この副反応報告に関する情報整理と調査については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に委託可能とし、副反応報告を適切に分析・評価していく上での体制を整えました。

(評価・検討組織の枠組み)

第4に、厚生科学審議会への意見聴取規定が設けられ、厚生労働大臣は、定期接種の対象者の決定などの予防接種施策の立案に当たり、厚生科学審議会に意見を聴かなければならないこととしました。ここでいう厚生科学審議会とは、法改正と同時に新たに厚生科学審議会に設置された予防接種・ワクチン分科会を指します。

(その他)

厚生労働省では、市区町村による予防接種の事務に対する技術的助言として、以前より実施要領を定めていたところですが、今回の改正に合わせ内容を全面的に見直し、改めて定期接種実施要領を発出しました。実施要領では、定期接種の積極的な勧奨の対象となる標準的な接種期間・実施方法を示していますが、今回追加した3疾病のそれは、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業において行われていたものを、基本的には踏襲した形となりました。

#### ●今後の予防接種行政のあり方

今回の法改正をはじめとした一連の制度改正については、あくまでも予防接種施策の見直しの第一歩であり、今後の予防接種行政の運営には大きな関心が寄せられています。その運営の中心となる役割を果たしていくのは、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会となりますが、分科会では、まずは、今後の予防接種施策の中長期的なビジョンともいえるべき予防接種基本計画の策定に向け議論がすでに開始されています。ほかにも、今回定期接種に追加した3疾病以外の疾病の定期接種化に向けた検討や、副反応報告に対する分析・評価など、予防接種行政をしっかりと前に進めていく必要があります。

---

## § 第17回日本ワクチン学会学術集会に向けて

第17回学術集会会長

庵原 俊昭

(独) 国立病院機構 三重病院

東京高裁の判決を受け、1994年予防接種法が改正されました。この改正から施行まで、神谷先生は深くかかわっておられました。メールがなかった当時、夜遅くまで結核感染症課の人たちと電話で相談されておられました。このとき、臨床や行政の人たちがワクチンの基本としている「予防接種ガイドライン」と、保護者のための冊子である「予防接種と子どもの健康」が創刊されました。

この改正を受け、神谷先生は三重県を予防接種法のモデル県になることを目指されました。神谷先生の呼びかけに三重県医師会と三重県、地区医師会と市町村が協力し、三重県では1990年代から、BCG、OPVを含めたすべての定期接種の個別接種化、通年接種化、市町村の垣根を越えた相互乗り入れが実現しました。また、予防接種センターも国立病院機構三重病院内に設立されました。

この度、第17回日本ワクチン学会学術集会を、平成25年11月30日(土)、12月1日(日)の2日間、神谷先生が活動の拠点とされた三重県で開催させていただきます。会場は三重県総合文化センターで、以前、日本ウイルス学会、日本小児感染症学会、日本臨床ウイルス学会を開催したのと同じ会場です。

神谷先生は日本ワクチン学会の創始者の一人であり、若手研究者へのワクチンの伝道者でした。2011年2月に肺炎球菌による敗血症で亡くなりましたが、お亡くなりになる前日まで、日本のワクチンをどうしたらいいかと考えておられました。また、多くの後輩にワクチンの問題点や研究テーマを遺して行かれました。

そこで、学会のテーマは、「日本のワクチン：神谷先生の宿題に応える」としました。現在、神谷先生の薫陶を受けた人達が、よりよい予防接種制度、よりよいワクチンの開発、ワクチンと免疫機構の解明、学問としてのワクチン副反応の究明、等を目指して活動しておられます。そこで、学会の冒頭に会長講演「日本のワクチン：神谷先生の宿題」として、学術集会のオーバービューを企画しました。

特別講演として岡部先生（川崎市衛生研究所）に、「麻疹風疹対策：2012年度の総括と今後」をお願いし、教育講演として、年齢の垣根を越えて生前の神谷先生と交流があった保富先生（医薬基盤研究所 霊長類医学研究センター）に「ワクチン開発のストラテジー：HIV ワクチン・結核ワクチンの開発経験から」を、石井先生（医薬基盤研究所）に「獲得免疫誘導における自然免疫・副反応の役割：インフルエンザワクチンを中心に」をお願いしました。シンポジウムとしては、日本のワクチンの近未来の姿を見据え、「ウイルスベクターとワクチン」、「ワクチン有害事象の発症メカニズムと報告システム」、「細菌ワクチンの効果と問題点」の3題を計画しました。

2013年4月には予防接種法の大幅な改正が予定されています。改正にともない、種々の予防接種に関連するシステムがダイナミックに動きます。米国では、新しい知見や時代の要請に対応するために、毎年少しずつ予防接種システムが改正されています。今後、本邦の予防接種制度も時代にあった柔軟な対応が期待されていますが、同時に、新しい知見を発表する場である日本ワクチン学会学術集会への期待も高まっています。基礎、臨床、疫学、製造、各分野からの切り口で、神谷先生の宿題に応えていただきたいと思います。

なお、平成25年は伊勢神宮の式年遷宮の年です。松阪牛、伊賀牛、伊勢エビ、的矢カキ、安乗ふぐ等、三重県の山海の珍味と、新しい「お伊勢さん」が皆様をお待ちしています。

会 長：庵原俊昭（国立病院機構三重病院）

会 期：2013年（平成25年）11月30日（土）～12月1日（日）

テーマ：「日本のワクチン：神谷先生の宿題に応える」

会 場：三重県総合文化センター

近鉄名古屋線・JR紀勢線「津駅」より徒歩15分（バス5分）

（問い合わせ先）

国立病院機構三重病院

事務局長 菅 秀

〒514-0125 津市大里窪田町357

TEL: 059-232-2531

FAX: 059-232-5994

e-mail: sugas@mie-m.hosp.go.jp

---

## § 2012年度第1回日本ワクチン学会 理事会議事録

日 時：2012年11月16日（金）16:00～18:00

場 所：ヨコハマグランドインターコンチネンタルホテル3階 Atlantic

出席者：【理事長】 倉根一郎

【理事】 石井 健、奥野良信、城野洋一郎、多屋馨子、千北一興、中野貴司、中山哲夫、長谷川秀樹、廣田良夫、真鍋貞夫、吉川哲史、清野 宏

【監事】 山西弘一

代理出席：菅 秀（第17回日本ワクチン学会学術集会事務局長）

【記録】 横山信哉〔株〕春恒社〕

欠席者：庵原俊昭、西條政幸、宮崎千明 各理事 高橋元秀 監事

## 1. 報告事項

- 1) 前回事録の確認【資料：1】

倉根一郎理事長から2012年度第1回理事会議事録の報告がなされた。  
なお今回は前回事録案の提出から理事会開催まで期間が短かったため、改めて理事会メンバーリストにて承認することになった。
- 2) 一般経過報告【資料：2】

倉根一郎理事長から2012年10月31日現在の会員数を含む一般経過報告がなされた。
- 3) 高橋賞選考委員会報告【資料：3】

倉根一郎理事長から高橋賞応募が1件（尾崎隆男先生）、高橋奨励賞応募が1件（相内 章先生）あり、選考委員会、理事会審議の結果、採択されたことが報告された。高橋賞については総会終了後、高橋賞授賞式と受賞講演が行われる。  
また、今後は高橋奨励賞受賞者にも受賞研究について発表の機会を持つことが提案され、来年度以降は高橋賞受賞記念講演の際、発表時間を設けることが承認された。
- 4) 平成23年度監査報告【資料：4】

山西弘一監事より、平成23年度一般会計ならびに高橋記念基金会計の監査報告がなされた。平成23年度会計報告は前回理事会で承認済みである。
- 5) 平成24年度一般会計中間報告【資料：5】

平成24年度一般会計中間報告に先立ち、(株)春恒社より平成24年度の年会費請求が事務局の不手際により未発送であったことに関する報告とお詫びがあり、その後の対応についての検討がなされた。  
その結果、期末が近いため、本年度中に翌平成25年度会費と同時に2年度分の年会費請求書をお詫び状と共に発送することが決定した。なお、本件に係る経費は(株)春恒社が負担する。  
引き続き、城野洋一郎財務担当理事から平成24年度一般会計収支および貸借対照表、財産目録の中間報告（2012年10月31日現在）がなされた。
- 6) 平成24年度高橋記念基金会計中間報告【資料：6】

城野洋一郎財務担当理事から平成24年度高橋記念基金会計収支および貸借対照表、財産目録の中間報告（2012年10月31日現在）がなされた。
- 7) 第16回日本ワクチン学会学術集会報告  
清野宏会長から挨拶と第16回日本ワクチン学会学術集会会期中の企画・プログラム及びサテライトシンポジウムについての紹介がなされた。
- 8) 第17回日本ワクチン学会学術集会報告  
庵原俊昭次期会長が欠席のため、菅 秀事務局長が代理出席し準備状況の報告を行った。  
会期：2013年11月30日（土）～12月1日（日） 会場：三重県総合文化会館（津市）
- 9) Vaccine誌編集委員会報告【資料：9】

西條政幸担当理事（委員長）欠席のため、多屋馨子理事（議長）から2012年度第1回・第2回Vaccine誌編集委員会の開催報告、Vaccine誌への今後の掲載予定についての報告がなされた。
- 10) ニュースレターについて【資料：10】

多屋馨子ニュースレター担当理事からVol.23の掲載内容についての報告がなされた。また、ワクチン関連トピックスとして、内閣官房新型インフルエンザ等対策室の一瀬 篤内閣参事官から「新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要」が寄稿されたことが報告され、審議の結果、全文を寄稿という形で掲載することが承認された。
- 11) 広報委員会報告【資料：11】

長谷川秀樹担当理事からホームページ更新内容が報告された。今後の予定としてはホームページに学会情報の「アーカイブス」の設置を検討している。
- 12) ワクチン推進ワーキンググループ活動報告  
中山哲夫理事より厚生労働省結核感染症課からのDPT 0.2mlを製剤化する依頼に関してワクチンメーカー4社の対応とその経過についての報告がなされた。



- 13) 「日本のワクチン 開発と品質管理の歴史的検証」の進捗状況報告【資料：13】  
倉根一郎理事長より現在の進捗状況について、段階を踏みながらより多くの専門家・有識者と共に読み合わせを進めていることが報告された。
- 14) 予防接種推進専門協議会活動報告【資料：14】  
吉川哲史担当理事より第16回予防接種推進専門協議会代表委員会会議について報告がなされた。  
予防接種推進専門協議会の開催日程が直前に決定するため、宮崎千明理事、吉川哲史理事のいずれも都合がつかない場合は、在京の理事に代理出席を依頼することになった。

## 2. 審議事項

- 1) 平成25年度一般会計予算案【資料：15】  
城野洋一郎財務担当理事から平成25年度一般会計予算案について説明がなされ、承認された。
- 2) 平成25年度高橋記念基金会計予算案【資料：16】  
城野洋一郎財務担当理事から平成25年度高橋記念基金会計予算案について説明がなされ、承認された。
- 3) 高橋賞選考委員会 非会員委員の選任について【資料：17】  
清野 宏理事より、高橋賞設立当初における非会員委員選任の経緯が説明され、前回理事会に引き続き、現況に照らして非会員委員の選任が必要であるか議論がなされた。その結果、現在の非会員委員の任期をもって非会員委員の選任は廃止し、高橋賞選考委員会の委員編成は学会員のみにすることが承認された。なお、本件は次年度第17回総会に諮ることとした。
- 4) NPO 法人 世界の子どもにワクチンを日本委員会のシンポジウム後援依頼について  
倉根一郎理事長より、認定NPO 法人 世界の子どもにワクチンを日本委員会のシンポジウム「グローバルスタンダードをめざす日本のワクチン接種～神谷 齋先生からの宿題に答えて～」の後援依頼が提示され、全会一致で承認された。

## 3. その他

- 1) 第15回学術集会余剰金の寄付について  
中山哲夫前会長から第15回学術集会余剰金から日本小児科学会福島地方会に400万円を寄付したことが報告され、本件を総会で報告し、ニュースレターにも掲載することが決定した。

以上

平成24年11月16日（金）  
日本ワクチン学会  
理事長 倉根一郎

---

## § 第16回日本ワクチン学会総会議事録

日 時：平成24年11月17日（土）13：20～13：50  
場 所：パシフィコ横浜 3階 301 + 302  
総会議長：第16回日本ワクチン学会学術集會会長 清野 宏

### 1. 報告事項

- 1) 一般経過報告  
倉根一郎理事長から、平成24年度活動状況・会員数現状報告の一般経過報告が行われた。
- 2) 日本ワクチン学会高橋賞受賞について

倉根一郎理事長から、高橋賞選考委員会で審議の結果、高橋賞は尾崎隆男先生、高橋奨励賞は相内 章先生が授与されることが決定し、この総会終了後、受賞式を執り行うことの報告があった。

## 2. 議 事

### 1) 平成 24 年度年会費請求の未発送について

倉根一郎理事長から、平成 24 年度の年会費請求が事務局の不手際により未発送であったこと、期末が近いこと、本年度中に翌平成 25 年度会費と同時に 2 年度分の会費請求を行うことが報告された。

### 2) 平成 23 年度決算および平成 23 年度監査報告について

城野洋一郎理事から平成 23 年度決算報告がなされ、引き続き山西弘一監事から平成 23 年度会計監査報告があり、平成 23 年度の決算案が承認された。

### 3) 平成 25 年度予算案について

城野洋一郎理事から平成 25 年度予算案について報告があり、承認された。

### 4) その他

- ・ 清野 宏会長より高橋奨励賞受賞者である相内 章先生の受賞研究の演題発表日時が案内された。
- ・ 事務業務委託先である(株)春恒社の富樫常雄部長より、年会費請求の遅れに対する謝罪がなされた。

## 3. 第 18 回学術集會会長の推挙

倉根一郎理事長から第 18 回学術集會会長として、大阪市立大学大学院 廣田良夫先生が推挙され、承認された。これを受け、廣田良夫先生から挨拶がなされた。

## 4. 次期会長挨拶

第 17 回日本ワクチン学会学術集會 庵原俊昭次期会長より挨拶がなされた。

## 5. 第 16 回学術集會会長挨拶

第 16 回日本ワクチン学会学術集會 清野 宏会長より挨拶がなされた。

## 6. 総会終了後、高橋賞受賞式が執り行われ、引き続き尾崎隆男先生による受賞講演がなされた。

- ・ 第 7 回日本ワクチン学会高橋賞受賞者・受賞研究題名  
尾崎 隆男 先生 (江南厚生病院こども医療センター長)  
受賞研究題名「水痘・帯状ウイルスの体内動態と水痘ワクチンの免疫原性に関する研究」
- ・ 第 1 回日本ワクチン学会高橋奨励賞受賞者・受賞研究題名  
相内 章 先生 (国立感染症研究所インフルエンザウイルス研究センター)  
受賞研究題名「経鼻投与型インフルエンザワクチンの実用化に向けて」

以上

平成 24 年 11 月 17 日  
第 16 回日本ワクチン学会学術集會  
会長 清野 宏

## § 2012年度第2回日本ワクチン学会 Vaccine 誌 編集委員会 議事録

日 時：2012年11月17日（金）15時00分～16時00分

場 所：ヨコハマグランドインターコンチネンタルホテル 30階 Carlton

出席者：【委員】奥野良信、神谷 元、清野 宏、熊谷卓司、谷口清州、多屋馨子、中野貴司、中山哲夫  
【ワグサーバ-】倉根一郎

【記録】横山信哉（（株）春恒社）

欠席者：【委員長】西條政幸

【委員】大石和徳

※西條政幸委員長欠席のため、多屋馨子委員が議長を執り行った。

### 1. 前回議事録の確認【資料：1】

多屋馨子議長から前回議事録について報告がなされた。

今回、議事録案の提出から委員会開催まで期間が短かったため、改めて編集委員会のメールにて承認の確認が行われることになった。

### 2. Vaccine 誌への掲載原稿の進捗状況【資料：2】

以下の原稿の進捗状況の報告がなされた。

①第14回学術集会シンポジウム2総括（富樫武弘先生）

②2009年インフルエンザについて（森島恒雄先生）

①・②の二題については諸事情により掲載を取り止めることになった。

③第2回高橋賞受賞者の受賞研究についての総説（清野 宏先生）

依頼から時間が経過しているため、当時の状況としてではなく最近の知見に照らした論文として執筆を進行中であることが確認された。

④Pathogen sensors and chemokine receptors in dendritic cell subsets（改正恒康先生）

10月11日付けで正式に原稿を受理した。

⑤LC16m8に関する最新の研究成果についての総説（橋爪壯先生、西條政幸先生他）

現在、西條政幸先生を中心に調整を行っている。

⑥第15回学術集会シンポジウム1より、「H5 パンデミックウイルスの最近の情報」（迫田義博先生）

⑦第15回学術集会教育セミナー2より、「我が国の結核の状況とワクチン戦略」（御手洗聡先生）

⑧第15回学術集会発表より、「経皮ワクチン開発」（中川晋作先生）

上記の⑥～⑧の三題については西條政幸委員長より進捗を確認することになった。

### 3. 今後の掲載予定について

①第15回学術集会シンポジウム1より

「Summary for Symposium I on the Development of a More Efficacious Influenza Vaccine Held at the 15th Annual Meeting of the Japanese Society for Vaccinology, Tokyo, 2011.」（熊谷卓司先生）

②第15回学術集会シンポジウム1より

「Alum-adjuvanted H5N1 whole virion inactivated vaccine (WIV) induced IgG1 and IgG4 antibody responses in young children」（中山哲夫先生）

③第15回学術集会シンポジウム1より

「Adjuvants in influenza vaccines」（石井健先生）

### 4. 今後の執筆依頼について

①第17回学術集会アナウンス（原稿担当：庵原俊昭先生）

②第7回高橋賞受賞者の受賞研究についての総説（原稿担当：尾崎隆男先生）

③第16回学術集会「JSV/ISV Joint Symposium」より

石井健先生に研究のバックグラウンドを演者紹介を含めてご執筆いただき、またシンポジストの4名の先生方（川口 寧先生、Mi-Na Kweon 先生、Nirajan Y.Sardesai 先生、Ann S.De Groot 先生）に執筆を依頼する。

④第16回学術集会シンポジウム「ポリオワクチンの基礎」より

宮村達男先生に大局的な観点からレビューと不活化ポリオワクチンの導入についての執筆を依頼、またシンポジストの先生からは小池 智先生と清水博之先生に執筆依頼を行うことになった。

なお、清水先生の執筆に際しては中野貴司先生に臨床的な立場からのご意見をお伝えいただく。

5. その他

①神谷 元委員の後任について

神谷 元委員の後任候補として挙げられていた斎藤玲子先生（新潟大学）の就任が事情により困難になった為、新たに後任の候補について検討がなされ、製造系からの研究者として城野洋一郎先生が推挙され、後日、西條委員長から依頼することになった。

②次回の委員会について

第1回理事会時に合わせて開催する予定で調整を行う。

以上

平成24年（2012年）11月16日（金）  
日本ワクチン学会 Vaccine 誌編集委員会  
議長 多屋馨子

---

日本ワクチン学会ニュースレター 第24号

2012年6月10日発行

発行人 日本ワクチン学会

日本ワクチン学会事務局  
〒162-8640 東京都新宿区戸山1-23-1 国立感染症研究所  
日本ワクチン学会理事長 倉根 一郎

<http://www.jsvac.jp/>

<学会連絡先・入退会・住所変更・年会費>

〒169-0072 東京都新宿区大久保2丁目4番地12号  
新宿ラムダックスビル

(株)春恒社 学会事業部内

日本ワクチン学会係

TEL：03-5291-6231/FAX：03-5291-2176/E-mail：jsvac@shunkosha.com

---